

～**災害**に備えて準備しましょう～

羽曳野市**避難行動要支援者支援**の取組みにご協力ください!!

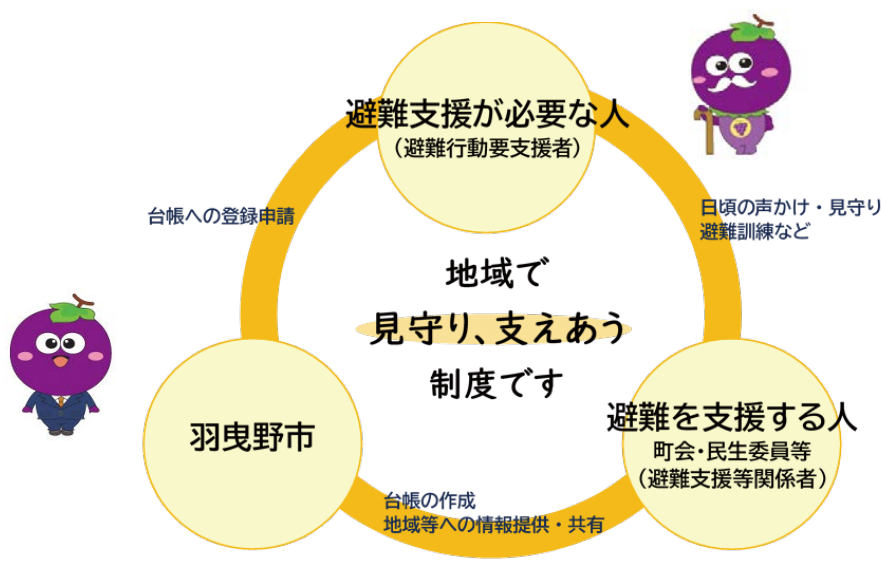
避難行動要支援者支援制度とは?

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、地域の校区福祉委員会や町会・自治会、民生委員・児童委員、ご近所の方（避難支援等関係者）などに、平常時からその方の状況について把握しておいてもらい、日頃の声かけや見守り活動を通して地域で顔の見える関係をつくっていくことで、災害時に円滑で迅速な避難支援を行える体制づくりを目指すものです。



制度の対象となる避難行動要支援者の範囲は?

- 自力で避難所まで移動することが困難、又は、避難所の場所を理解することが困難な方で、避難支援等関係者が避難支援が必要である旨の申出をされた方
 - 身体障害者手帳1級・2級を所持する方 ●精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方 ●療育手帳Aを所持する方
 - 要介護認定3以上の認定を受けた方 ●65歳以上の単身者、または75歳以上の高齢世帯 など
- ※入院・入所している方は除きます。



台帳への登録、個別避難計画の流れ

ステップ1

避難行動要支援者台帳登録、個別避難計画の作成及び個人情報の提供に同意される方は、申請書を羽曳野市に提出します。

ステップ2

提出いただいた内容を市の避難支援システムに登録します。

ステップ3

市が「台帳」を作成し、地域の避難支援等関係者に情報を提供します。「個別避難計画」はご本人に送付します。

ステップ4

情報提供を受けた地域の避難支援等関係者が、平常時より台帳に登録された方への声かけや見守り等を行います。

個人情報の取り扱い

提供の同意をいただいた個人情報は、市、関係機関及び避難支援者、地域の関係団体において適正に管理し、日頃の声かけや見守り、支援以外の目的には使用しません。

△振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください!

この制度において、口座番号やクレジットカード情報などの金銭に関わる内容を聞いたり、ATMへ誘導するようなことは一切ありません。

申し込みにあたってのお願い

この制度は、普段からの地域の助け合いによって少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。災害時は誰もが被災者となる可能性がありますので、災害の程度、状況によっては必ずしも支援を受けられるとは限りません。普段から災害への備えを行い、また防災訓練などの地域の集まりに積極的に参加して、ご近所の方と顔の見える関係を心がけましょう。



詳しくはこちら!

問合せ：委託先 羽曳野市社会福祉協議会 ☎ 958-2315 委託元 保健福祉政策課 ☎ 958-1111 内線 1127